

モンゴルにおける現地セミナーの開催について

国際協力部教官
庄 地 美菜子

第1 はじめに

令和4年10月21日（金）から同月28日（金）までの間、当職、法務総合研究所総務企画部国際事務部門大久保志朗統括国際専門官、同湯浅竜祐主任国際専門官は、九州大学大学院法学研究院副院長徳本穰教授（以下、「徳本教授」という。）、現在九州大学大学院法学府在学中でモンゴル弁護士のサランゲレル バトバヤル氏とともに、モンゴル国（以下、「モンゴル」という。）に出張した。

本出張の目的は、モンゴル国立法律研究所（N L I）（以下、「N L I」という。）における少年法制に関するワークショップの開催、来年2月に実施する刑事司法関連統計に関する共同研究（招へい）についての協議、モンゴル国立大学法学部における商法セミナーの開催、モンゴル法務・内務省における商法典起草の進捗状況の調査、令和4年12月15日に開催した日本モンゴル外交関係樹立50周年記念講演¹開催に向けた関係機関（モンゴル法務・内務省、在モンゴル日本国大使館、J I C Aモンゴル事務所等）との協議等、多岐にわたるものであったが、本稿では、N L Iにおける少年法制に関するワークショップ及びモンゴル国立大学法学部における商法セミナーについて報告する。

本文中、意見にわたる部分は全て私見である。

第2 N L Iにおける少年法制に関するセミナーの開催について

1 N L Iの概要

N L Iは、モンゴル法務・内務省の一機関であり、モンゴル国内の司法関係者の研修や法分野研究、国民に対するリーガルサービスの提供（法律知識の強化）、法令データベースの作成・管理、法令外国語訳（英語）の提供などの業務を行っているほか、近年では犯罪白書の編纂も行っている。

2021年8月、日本国法務省法務総合研究所とN L Iは、M O C（Memorandum of Cooperation、協力覚書）を締結し、「意見交換、情報共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成のための協力関係を推進する」ことが合意された²。

本M O Cに基づく活動として、当部はU N A F E Iの御協力も得つつ、N L Iとの間で、2021年10月、2022年2月の2回にわたって、両国の刑事司法制度比較、検察官の役割比較等のオンラインワークショップを開催し、両国の知見を共有し

¹ 日本モンゴル外交関係樹立50周年記念講演については、次号において詳細を報告予定である。

² N L Iの組織概要やM O C締結に至る経緯については、I C D NEWS 第89号113頁以下に詳しい。

てきたものである。

そして3回目となる今回は、両国の少年法制をテーマとして、N L Iにおいてモンゴル現地で開催した。

2 ワークショップ概要等

当職からは、我が国の少年法制の特徴（家庭裁判所への全件送致の仕組みや、家庭裁判所での専門性の調査そのものが少年や保護者にとって有効な働きかけとなっていること等）につき解説したほか、近年の大きな動きとして、民法上の成人年齢引下げに伴い、18歳及び19歳の少年を特定少年として、特別に責任ある主体として取り扱う法改正がなされたこと及びその背景等について解説を行った。

モンゴル側からは、家庭裁判所の処分のうち、審判不開始と不処分が約6割を占めることに強い関心が寄せられたほか、日本における少年法制における捜査機関の役割等について幅広い観点からの質問がなされた。

続いてN L I所長のエルテム・オンダラフ・フレルバータル所長より「Criminal responsibility of Juvenile in Mongolia」と題する講義が行われ、モンゴルの少年法制の概要や刑罰制度（モンゴルでは刑法の中に14歳以上18歳未満の者に対する特則が置かれ、適用罰条が限定されており、刑罰としての社会奉仕命令があること等）の紹介がなされた。

さらにモンゴル国立大学法学部ボローマ教授からも「Criminal procedure against juvenile suspect, accused, and defendant in Mongolia」と題する講義が行われ、少年の刑事手続における特則や付添人制度等について解説がなされた。

第3 モンゴル国立大学における商法セミナーについて

1 モンゴルにおける商法典起草支援について

モンゴルでは現在、商法典が存在せず、商取引に関する規定は民法典の中に規定されているが、投資家等関係者の予見可能性を高めるとともに取引の円滑化、安全性を確保することを目的として、商法典を制定する方向で検討がなされている。国際協力部では、2018年より共同研究を実施してこれに対する支援を行っている。

2 モンゴル国立大学法学部と共催の商法セミナーについて

本セミナーにおいては、徳本教授より、我が国においては、商法の各規定により、取引の円滑性、安全性が確保されていることにつき、商業使用人と商業登記をテーマに紹介がなされた。

講義の中では、商業使用人のうち特に支配人と表見支配人を中心に採り上げ、取引の円滑性、安全性確保の観点から権利外観法理ないし禁反言の原則が各規定の中に取り入れられていること、商業登記により取引の安全が確保されていることにつき詳細な解説がなされた。

同セミナーには、商法典起草ワーキンググループ³のメンバーの一人であるモンゴル国立大学法学部バトボルド・アマルサナー法学部長、ほか同学部の教授、講師、学生が多数参加したほか、モンゴル法務・内務省の商法起草担当者や商工会議所メンバー、弁護士も多く出席した。

セミナーでは、商行為を業とはしないが経済活動を行っている者（非商人であるが結果として営利活動を行っている者）についてどのように取り扱うか、モンゴルにおいて今後どのような登記制度を取り入れるか（登記官の審査権限のあり方について、形式的審査主義をとるべきか、実質的審査主義をとるべきか等）について具体的な場面を想定した質問が相次いだ。商行為を業とはしないが経済活動を行っている者の法的地位に関しては、遊牧民の法的地位を経済的な主体としてどのように位置づけるべきかというモンゴルならではの事情が背景にあり、これまでのセミナーでも繰り返し示されてきた問題意識である。

3 おわりに

モンゴルには、広くビジネス環境を整備のため、商法典起草のほか、民事訴訟法を改正等も検討されており、今後商取引分野を中心に大きな制度改革がなされる見込みである。

国際協力部においては、日本に商法典起草ワーキンググループメンバーをはじめとする関係者を招へいしての共同研究等、商法典起草及びその後の運用についての引き続き支援を行っていく所存である。

また、NLIからは、2023年2月にエルデム・オンダラフ・フレルバータル所長以下5名の研究員が、刑事司法に関する統計の共同研究に参加予定であり、犯罪白書をはじめとする刑事司法統計に関する双方の知見を共有予定であるが、今後も引き続き協力関係を続けていく予定である。

最後に、本出張においてセミナー講師をお引き受けくださった徳本穰教授、関係各所との調整等をしてくださったサランゲレル バトバヤル弁護士、我々を温かく迎えてくださったモンゴル側関係者の皆様に心より御礼を申し上げたい。

³ 2019年5月に発出された、商法を制定する旨の法務・内務大臣令に基づいて設置されたワーキンググループ。法務・内務省司法政策局職員、大学教授、裁判官、弁護士、モンゴル商工会議所代表等により構成されている。